

### 審判部担当試合の審判員の決め方について（改正）

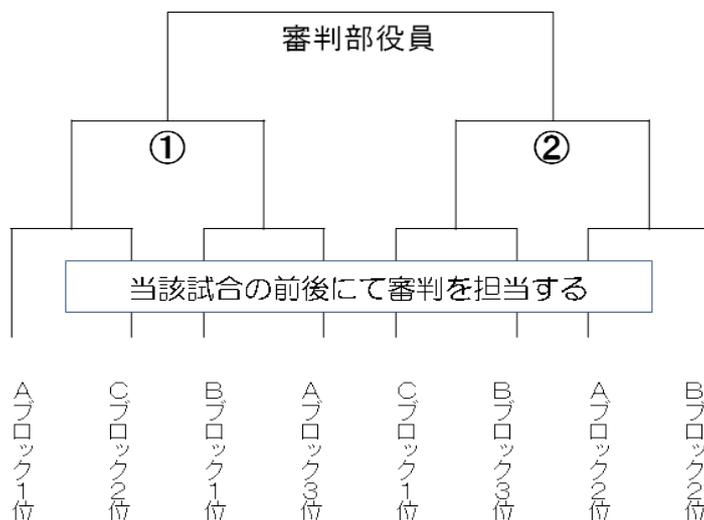
参加チーム数減に伴い、春・秋大会の決勝トーナメント及び新人大会・ジュニア大会他の審判部扱い試合の担当審判員の決め方を下記の通り改正する。

#### 記

#### I. 審判部が審判を担当する試合の審判配置は下記の通りとする

1. 全ての大会の**決勝戦審判**は、審判部長及び審判副部長が行う。但し所属チームが該当試合の場合やその他都合により、他の公認審判員を配置する事もある。
2. 各大会の**準決勝審判**は、(1)(2)表記の割り当てにより当該チーム所属の公認審判員及び登録審判員が担当する。尚、トーナメント大会においては参加チーム数が変わる事が有る為、不足した場合は不参加チームへ派遣を要請する場合もある等、審判部が臨機応変に派遣要請を行う。
3. 今年度より、準々決勝については当該試合の前後にて審判を担当する(謝金無し)。

#### (1) 春・秋季大会決勝トーナメント準決勝



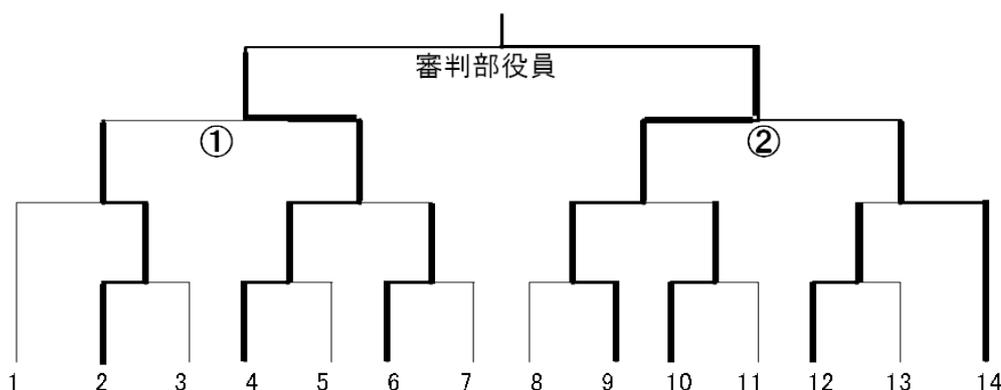
- 1) 準決勝審判は各ブロックの敗者チーム（6チーム）の登録及び公認審判員に、審判部もしくは他の公認審判員を加え実施する。

準決勝① Aブロック4位、Bブロック4位、Cブロック3位より各1名+審判部

準決勝② Aブロック5位、Bブロック5位、Cブロック4位より各1名+審判部

※チーム数増減により、ブロック数が変わった場合は審判部判断により派遣要請を行う

(2) 春・秋季新人、ジュニア、送別の各大会の準決勝（トーナメント戦）



- 1) 準決勝審判は初戦敗退8チームが基本審判を行うが、勝敗により不足する場合は大会不参加チームに派遣を要請する。

【例】\*上記トーナメントの場合

- ①担当審判：No.8、11、13、不参加チームより各1名の公認及び登録審判員  
②担当審判：No.1、3、5、7より各1名の公認及び登録審判員

II. 市連学童部等への派遣審判対応について

1. 市連学童部より区へ派遣要請があった際は、輪番制に基づき該当チームへ要請を行う。  
要請を受けたチームの公認審判員の都合が付かない場合、基本要請を受けたチームが責任を持って都合の付く他チーム公認審判員を探す事とする。  
※輪番はあいうえお順（大曽根→小机→篠原→下田→新吉田……）
2. 全港北の審判について  
基本選抜された選手の父兄で出来る限り審判協力を行う事（謝金無）。全港北スタッフ及び審判部に要請があり審判を対応した場合のみ、謝金対象とする。尚、全港北審判を実施した場合でも輪番の消化とはしない。

以上